

令和2年第5回

おいらせ町教育委員会定例会

おいらせ町教育委員会

## 令和2年第5回おいらせ町教育委員会定例会日程

令和2年5月28日(木) 午後3時  
おいらせ町役場分庁舎402会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名  
署名委員  
署名委員
- 3 会期の決定 令和2年5月28日(木) 日間
- 4 教育長報告
- 5 各課報告  
①学務課  
②社会教育・体育課
- 6 付議案件  
議案第1号 おいらせ町部活動指導員設置要綱の制定について  
議案第2号 おいらせ町学校給食調理等業務委託プロポーザル審査委員会  
設置要綱の一部を改正する要綱について
- 7 協議事項  
協議第1号 令和2年度おいらせ町奨学資金の貸与額について  
協議第2号 教育委員の学校訪問について
- 8 報告案件
- 9 その他 ①教育委員会定例会会場の変更について

## 〔報告事項〕

日	曜日	行 事 名
1	金	議員全員協議会 庁議 施策推進会議
2	土	
3	日	
4	月	
5	火	
6	水	
7	木	臨時校長会 教育委員会事務局コロナ対策打合せ
8	金	学務課コロナ対策打合せ
9	土	
10	日	
11	月	教育委員会事務局打合せ
12	火	校長会 教頭会
13	水	
14	木	教育委員会事務局コロナ対策打合せ
15	金	臨時議会 課長会議
16	土	
17	日	
18	月	教育委員会事務局打合せ
19	火	来客対応(上北教育事務所) 来客対応(図書館流通センター)
20	水	政策会議 土地開発公社理事会
21	木	学務課コロナ対策打合せ
22	金	下田中校長来庁 来客対応(八工第二高付属中 臨時庁議
23	土	
24	日	
25	月	教育委員会事務局打合せ 議員全員協議会
26	火	
27	水	一般質問調整会議
28	木	教育委員会事務局コロナ対策打合せ 臨時校長会 教育委員会定例会
29	金	生涯学習フェスティバル実行委員会
30	土	
31	日	

## 〔その他の報告〕

- ・
- ・

## 5月・6月行事予定及び報告事項

### < 5 月 >

日	曜日	行 事 等	場所等
12日	火	校長会	みなくる館
12日	火	教頭会	みなくる館
28日	木	教育委員会定例会	分庁舎

### < 6 月 >

日	曜日	行 事 等	場所等
3日	水	校長会	みなくる館
11日	木	教頭会	みなくる館
25日	木	教育委員会定例会	分庁舎

## 5月・6月行事予定及び報告事項

【社会教育関係】

5 月	行 事 名	場 所
29日 (金)	生涯学習フェスティバル実行委員会	東公民館ホール

6 月	行 事 名	場 所
2日 (火)	社会教育委員会議	東公民館ホール
2日 (火)	公民館運営審議会	東公民館ホール
3日 (水)	図書館協議会	みなくる館ホール

その他の事項(事務連絡等)

社会教育施設利用制限:原則1時間程度⇒6/1～

図書館・図書室:貸出・返却のみ、閲覧禁止⇒6/1～

## 5月・6月行事予定及び報告事項

【体育振興関係】

5 月	行 事 名	場 所
9 日 (土) ～ 10 日 (日)	第4回おいらせ町長旗争奪少年野球大会⇒中止 (県スポ少フェスティバル軟式野球競技会町内予選会)	下田公園野球場
17 日 (日)	体育施設等清掃奉仕作業⇒中止 主催:町体育協会、町スポーツ少年団	下田公園、いちょう公園
30 日 (土) 31 日 (日)	第43回上北郡総合スポーツ大会⇒中止 主管:野辺地町	野辺地町ほか

6 月	行 事 名	場 所
1 日 (月)	町民プール プール開き(7/1に延期)	町民プール
12 日 (金)	東京2020オリンピック聖火リレー⇒中止	百石高校～木内々小学校
28 日 (日)	第35回いちょうマラソン大会⇒中止	いちょう公園

### その他の事項(事務連絡等)

上北郡スポーツ大会、県民体育大会、北奥羽総合体育大会が中止

県民駅伝大会は未定

町民駅伝大会は、町の中止・延期要請に基づき、今後、実行委員会に諮り最終決定する予定

スポーツ少年団活動:平日1時間⇒6/1～

スポーツ施設利用制限:原則1時間程度⇒6/1～

議案第 1 号

おいらせ町部活動指導員設置要綱の制定について

おいらせ町部活動指導員設置要綱を別紙のとおり定める。

令和2年5月28日 提出

おいらせ町教育委員会  
教育長 松 林 義 一

提案理由

おいらせ町部活動指導員の任用にあたり、身分、職務及び報酬等に関して必要な事項を定めるため提案するものである。

## おいらせ町部活動指導員設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第34号）（以下「勤務時間等条例」という。）第19条、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年おいらせ町条例第43号）（以下「給与条例」という。）第31条の3、第32条第9項及びおいらせ町職員に関する旅費及び費用弁償支給条例（平成18年おいらせ町条例第47号）第38条の2の規定により、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員として、学校部活動に係る部活動指導員（以下「部活動指導員」という。）の任用、身分、職務及び報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (任用)

第2条 部活動指導員は、その職務を適切に処理しうると認められる者のうちから、選考の上、教育委員会が任用する。

- 2 部活動指導員の任用期間は、1年以内とする。ただし、任用期間は2会計年度にわたることはできないものとする。
- 3 部活動指導員に採用を希望する者は、採用願（別記様式1）に履歴書（別記様式2）及び身体に関する証明書（別記様式3）を添えて、勤務を希望する学校の校長に提出するものとする。校長は、当該職員の任用について、採用具申書（別記様式4）により、教育長に意見を申し出るものとする。
- 4 部活動指導員の任用及び退職は、人事発令通知書を交付して行うものとする。
- 5 任用（更新時を除く。）時には、部活動指導員に対して勤務条件に関する事項（別記様式5）を交付するものとする。

### (条件付採用期間)

第3条 部活動指導員の採用は、全て条件付のものとし、部活動指導員がその職において1月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、採用後1月間における実際に勤務した日数が15日に満たない部活動指導員については、その日数が15日に達するまで条件付採用期間が引き続くものとし、実際に勤務した日数が15日に達するまでの間において、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。

### (任用期間の更新)

第4条 部活動指導員の任用期間が、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間に満たない場合には、当該部活動指導員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任用期間を更新することができる。

### (公募によらない再度の任用)

第5条 部活動指導員として任用された者について、公募によらず、客観的な能力の実証を経た上で、新たな会計年度において、任用（以下「再度任用」という。）することができる。ただし、原則として通算3年を超えて再度任用をすることはできない。なお、人材確保の観点から真に必要と判断される場合には、通算5年まで任用



することができる。

- 2 前項による再度任用の場合にあっても、第3項の条件付採用が適用されるものとする。

(年間任用計画の提出)

第6条 校長は、翌年度の4月1日から3月31日までの間に部活動指導員の任用を必要とする場合は、当該年度の12月20日までに年間任用計画書(別記様式第6号)を学務課を通して総務課及び財政管財課へ提出しなければならない。

- 2 年度途中で部活動指導員の任用が必要となった場合は、速やかに年間任用計画書を学務課を通して総務課へ提出しなければならない。

(職務)

第7条 部活動指導員は、校長の指揮監督を受けて次の職務を行うものとする。

- (1) 部活動の実技指導
- (2) 大会・練習試合等の引率
- (3) その他部活動の実施に関し、必要な業務

(勤務日数及び勤務時間)

第8条 部活動指導員の勤務日は、平日は週4日、日曜日及び土曜日についてはいずれか週1日を原則とし、校長が定める。

- 2 部活動指導員の勤務時間は平日は1日当たり2時間程度、日曜日、休日又は土曜日は1日当たり3時間程度を原則とし、2週間を超えない期間につき、1週当たり29時間以内、1日につき7時間45分を超えない範囲とする。
- 3 部活動指導員の1日の勤務が6時間を超える場合は、45分の休憩時間を所定の勤務時間の途中に置くものとする。
- 4 校長は、業務運営上必要があると認めた場合は、部活動指導員の勤務日及び勤務時間の割振りを変更できるものとする。
- 5 校長は、部活動指導員の毎月の勤務状況を把握するものとする。
- 6 部活動指導員は、部活動・対外運動競技等実施計画書及び実施報告書(別記様式第7号)を当月の初日の勤務までに校長へ提出するものとする。ただし、4月または新たに任用された月は、任用となった日から10日以内に提出するものとする。
- 7 校長は、毎月3日(その日が勤務時間等条例第9条に規定する祝日法による休日(以下「祝日法による休日」という。))及び年末年始の休日(以下「年末年始の休日」という。))、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い祝日法による休日、年末年始の休日、日曜日又は土曜日でない日)までに、部活動指導員の勤務の実績を勤務状況報告書(別記様式第8号)及び部活動時間等報告書(別記第9号様式)により、学務課を通して総務課へ報告しなければならない。

(休暇等)

第9条 部活動指導員の休暇は、別表第1、第2、第3のとおりとする。

- 2 休暇の請求、承認の決定については、常勤の職員の例による。

(部活動指導員の報酬)

第10条 部活動指導員の報酬は、勤務時間1時間当たり1、280円とする。

- 2 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、その支給日は、月額で報酬を定める部活動指導員にあつては、その翌月の21日とする。ただし、その日が祝日法

による休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で祝日法による休日又は日曜日若しくは土曜日のいずれにも該当しない日を支給日とする。この場合、当該月に勤務した時間（休憩時間を除く）の全時間数（1時間未満の端数が生じた場合において、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。）に勤務時間1時間当たりの報酬単価を乗じて得た額を支給する。

- 3 育児休業をしている期間については、報酬を支給しない。
- 4 部分休業の承認を受けて勤務しなかったときは、報酬を支給しない。
- 5 別表第2、第3に定める無給の休暇を取り、または受け、勤務しなかったときは、報酬を支給しない。
- 6 前号までに定めるほか、部活動指導員の報酬については、報酬を給料とみなした場合の、給与条例の規定による給料の支給の例による。

（時間外労働報酬）

第11条 部活動指導員が正規の勤務時間外に勤務を命ぜられた場合は、時間外労働報酬を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は事業若しくは事務に従事することにより報酬を得る部活動指導員の時間外労働報酬については、別に定めるものとする。

3 部活動指導員が前2項の時間外勤務等を行う場合は、時間外勤務等命令票（別記様式第10号）において、命令権者の命令を受けなければならない。

（時間外労働報酬の単価）

第12条 部活動指導員の時間外労働報酬及び休日労働報酬を支給する場合における勤務1時間当たりの報酬額については、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に掲げる算式によるものとする。

(1) 第11条第1項に係る時間外労働報酬

ア 正規の勤務日（休日を除く。）における時間外労働報酬

(ア) 正規の勤務時間と時間外の勤務時間の合計が7時間45分以下の場合

a b以外の場合

第10条第1項に定める勤務1時間当たりの報酬額

b 勤務した時間が午後10時から午前5時までの場合

第10条第1項に定める勤務1時間当たりの報酬額×125/100

(イ) (ア)以外の場合

a b以外の場合

第10条第1項に定める勤務1時間当たりの報酬額×125/100

b 勤務した時間が午後10時から午前5時までの場合

第10条第1項に定める勤務1時間当たりの報酬額×150/100

イ アに掲げる日以外の日における時間外労働報酬

(ア) (イ)以外の場合

第10条第1項に定める勤務1時間当たりの報酬額×135/100

(イ) 勤務した時間が午後10時から午前5時までの場合

第10条第1項に定める勤務1時間当たりの報酬額×160/100

2 前項各号に掲げる算式によって得られた額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

3 前2項の規定によるほか、部活動指導員の時間外労働報酬については、それぞれ、常勤の職員の時間外勤務手当の支給の例によるものとする。

(費用弁償)

第13条 部活動指導員が公務のため旅行したときは、常勤の職員の旅費支給の例によりその費用を弁償する。

2 部活動指導員が通勤をしたときは、常勤の職員の通勤手当の支給の例により通勤に係る費用弁償として支給する。(いずれも円未満は切捨てとする。)

(営利企業への従事等の届出)

第14条 部活動指導員は、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業(以下「営利企業」という。)を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は事業若しくは事務に従事することにより報酬を得る場合は、教育長に対し、その概要を営利企業等従事届(別記様式第11号)により届け出なければならない。

2 教育長は、届出の内容を確認した上で、部活動指導員の職務の執行に必要な範囲内で、必要な指示を行うことができる。

3 部活動指導員は、営利企業等に従事することをやめたときは、任命権者に対し、速やかに営利企業等離職届(別記様式第12号)により届け出なければならない。

(服務)

第15条 部活動指導員の服務については、おいらせ町職員服務規程(平成18年おいらせ町訓令第13号)第2条、第3条、第7条から第10条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条及び第23条の規定を準用する。

(退職)

第16条 部活動指導員がその任用期間中において退職しようとする場合は、退職願(第13号様式)を校長に提出しなければならない。

2 校長は、部活動指導員の退職について、退職具申書(第14号様式)により、教育長に意見を申し出るものとする。

(人事評価の実施)

第17条 部活動指導員の執務については、校長が、人事評価を行う。

2 部活動指導員の人事評価の実施には別に定める専用様式を用いる。

3 人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、常勤の職員の例による。

(人事発令通知書)

第18条 部活動指導員の人事発令通知書は、常勤の職員の例による。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この訓令は、令和2年6月1日から施行する。

別表第1 (第9条関係)

年次有給休暇

1週間の勤務日数	1年間の所定勤務日数	継続勤務年数						
		0.5年	1.5年	2.5年	3.5年	4.5年	5.5年	6.5年
4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日

備考

- 1 各年度の4月1日から9月30日までの間に任用された者の付与日数は次に掲げる区分による。
  - (1) 任用の日から3月31日までの間（任用期間が6月を超える職員）  
任用の日をもって6月（0.5年）を超えて任用されるに至ったものとみなして、表のそれぞれの区分に応じた日数
  - (2) 任用の日から3月31日までの間（任用期間が6月以下の職員）  
6月（0.5年）継続勤務した場合に与えられる休暇の日数×任用月数÷12（端数切捨）で得られる日数を付与する。
  - (3) 任用の日の属する年度の翌年度以降  
任用の日の属する年度の3月31日をもって、1年6月（1.5年）継続勤務したものとみなして、継続勤務年数を計算し、表のそれぞれの区分に応じた日数を付与する。
- 2 各年度の10月1日から3月31日までの間に任用された者の付与日数は次に掲げる区分による。
  - (1) 任用の日から3月31日までの間  
6月（0.5年）継続勤務した場合に与えられる休暇の日数×任用月数÷12（端数切捨）で得られる日数を付与する。
  - (2) 任用の日の属する年度の翌年度以降  
任用の日の属する年度の3月31日をもって、6月（0.5年）継続勤務したものとみなして継続勤務年数を計算し、表のそれぞれの区分に応じた日数を付与する。

別表第2 (第9条関係)

病気休暇

1週間の勤務日数	4日	3日	有給無給の別
1年間の所定勤務日数	169日～216日	121日～168日	
日数	7日	5日	

別表第3 (第9条関係)

区分	事由	期間	単位	有給無給の別	
特別休暇	生理休暇	2日以内の期間。ただし、当該女性職員の申出により更に引き続き休暇を承認した場合にはその期間	1日又は1時間	無給	
	選挙等休暇	必要と認められる期間		有給	
	証人等休暇	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき			
	骨髄移植休暇	職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹			

	細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき																												
結婚休暇 (任用期間が6箇月以上の職員に限る)	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	結婚前5日から結婚後1年の期間内において連続する7日(その者の勤務時間を考慮し、任命権者が定める時間)の範囲内の期間(週休日等含む) 結婚の日とは、婚姻の届出をした場合のほか、事実上の婚姻関係に入った日又は結婚に伴い行われる結婚式、新婚旅行等の諸行事を行った日のうちいずれか早い日をいう。																											
産前休暇	8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間	出産の日までの申し出た期間	無給																										
産後休暇	女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)																											
育児休暇	生後満1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間(男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)	有給																										
子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては10日。(その者の勤務時間を考慮し、任命権者が定める時間)の範囲内の期間	無給																										
短期介護休暇	要介護者の介護、要介護者の通院等の付添、要介護者が介護サービスの提供受けるために必要な手続きの代行その他の要介護者必要な世話をを行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては10日。(その者の勤務時間を考慮し、任命権者が定める時間)の範囲内の期間)																											
服忌休暇 (任用期間が6箇月以上の職員に限る)	職員の親族(次表の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき		有給																										
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>親族</th> <th>日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>父母</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>子</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>祖父母</td> <td>3日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)</td> </tr> <tr> <td>孫</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>兄弟姉妹</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>おじやおば</td> <td>1日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)</td> </tr> <tr> <td>父母の配偶者又は配偶者の父母</td> <td>3日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日)</td> </tr> <tr> <td>子の配偶者又は配偶者の子</td> <td>1日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日)</td> </tr> <tr> <td>祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母</td> <td>1日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日)</td> </tr> <tr> <td>兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば</td> <td>1日</td> </tr> </tbody> </table>	親族	日数	配偶者	10日	父母	7日	子	7日	祖父母	3日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)	孫	1日	兄弟姉妹	3日	おじやおば	1日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)	父母の配偶者又は配偶者の父母	3日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日)	子の配偶者又は配偶者の子	1日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日)	祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日)	兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1日	おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば	1日
親族	日数																												
配偶者	10日																												
父母	7日																												
子	7日																												
祖父母	3日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)																												
孫	1日																												
兄弟姉妹	3日																												
おじやおば	1日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)																												
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日)																												
子の配偶者又は配偶者の子	1日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日)																												
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日)																												
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1日																												
おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば	1日																												

葬儀のため遠隔地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数				
夏季休暇 (任用期間が6箇月以上の職員に限る)	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から10月までの期間内における、週休日、時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する2日(その者の勤務時間を考慮し、任命権者が定める時間)の範囲内の期間	有給	
現住居の滅失等の休暇	地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき (1) 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 (2) 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にそれらの確保を行うことができないとき。	7日の範囲内の期間		
出勤困難休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間		
介護休暇	職員が要介護者の介護をするため、一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、93日を超えない範囲で指定する期間(以下「指定期間」という)内において勤務しないことが相当であると認められる場合で次のいずれにも該当するものに限る。 (1) 1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、職員として引き続き任用された期間が1年以上であるもの (2) 当該指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までにその任用期間が満了すること及び職員に引き続き採用されないことが明らかでないもの	指定期間内において必要と認められる期間	1日又は1時間 ただし、1時間を単位とする場合は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間(当該休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)の範囲内	無給
介護時間	職員が要介護者を介護するため、一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合で、1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、職員として引き続き任用された期間が1年以上であるもの	当該連続する3年の期間内において1日につき始業又は就業の時刻に連続した2時間(当該職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた額)を超えない範囲で必要と認められる時間	30分 ただし、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(育児休業法に規定する部分休業により勤務しない時間がある日については当該連続した2時間から当該部分休業により勤務しない時間を減じた時間)の範囲内	

別記様式第1号（第2条関係）

年 月 日

おいらせ町立 学校長 殿

氏 名 印  
年 月 日生

本 籍

現住所

採 用 願

私は、部活動指導員を志望しますので、採用してください。

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。





別記様式第3号 (第2条関係)

身体に関する証明書							
氏名			性別				
				生年月日	年 月 日		
(1) 現在の健康状態	身長			(2) 既往症	結核性疾患		
	体重				その他の疾病異常		
	腹囲						
		※35歳以上の者					
	視力	裸眼	左( ) 右( )		(3) 胸部X線所見		
		矯正	左( ) 右( )				
	聴力						
	結核性疾患			(4) 特記事項			
その他の疾病異常							
<p>検査の結果、上記のとおり相違ないことを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">検査所名</p> <p style="text-align: center;">検査医氏名 <span style="float: right;">印</span></p>							

※記入上の注意

この証明書は、採用願提出前3ヵ月以内のものとする。

年 月 日

おいらせ町教育委員会教育長 殿

おいらせ町立  
校長

中学校  
印

採 用 具 申 書

部活動指導員を下記により採用くださるよう具申いたします。

記

氏 名

発令希望年月日

年 月 日

任 用 期 間

年 月 日 から

年 月 日 まで

校 長 所 見



- ③ 勤務時間の割振り変更により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間を  
超えて勤務したとき

「25/100」

(38時間45分から割振り変更前の勤務時間を差し引いた時間(休日等が属する週においては、その時間に休日勤務報酬等が支給される時間を加えた時間)に達するまでの時間を除く。)

※ 時間外の勤務時間が1か月について60時間を超えた場合の超過勤務報酬等の取扱いについては、職員の給与に関する条例に規定する給料表が適用される職員の時間外勤務手当の例によるものとする。

商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業(以下「営利企業」という。)を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は事業若しくは事務に従事することにより報酬等を得る職員の超過勤務報酬等については、労働基準法等の規定による。

(4) 報酬等の締切日 毎月末日

(5) 報酬等の支払日 毎月 日

(土、日、休日の場合はその日前において、その日に最も近い土、日、休日でない日)

(6) 支払方法 本人名義の口座振込

(7) 昇給 制度無し

(8) 期末手当 制度 有

※ 任用期間が6か月以上(任期の更新により任用期間が6か月以上となることが見込まれる場合を含む。)であって、1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上である場合には、期末手当を支給する。

期末手当基礎額 ( ) 円

その他は青森県公立小中学校非常勤職員の任用等取扱要領の規定による

(9) 退職手当 制度無し

※ 費用の弁償 青森県公立小中学校非常勤職員の任用等取扱要領の規定による

## 9 服務に関する事項

別に交付する書面に記載するとおり

## 10 退職に関する事項

(1) 2及び3の任用期間の満了に伴い退職となる。

(2) 免職事由及び手続

① 地方公務員法第28条及び職員の分限に関する条例(昭和26年12月青森県条例第98号)の規定による

② 地方公務員法第29条の規定による



部活動・対外運動競技等実施計画書及び実施報告書

令和 年 月 分

下記のとおり部活動・対外運動競技等の計画を立てたので決裁をお願いします。

令和 年 月 日

部活動名 部  
指導者 職 氏名 ㊟

校長	教頭
----	----

日	曜日	実施時間	活動内容	(*大会名)	場所	備考	休日等	確認
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
今月の指導時間			休養日計					

上記のとおり部活動・対外運動競技を実施したので報告します。

指導者 職 氏名 ㊟

令和 年 月 日

- \*部活動・対外競技をする際は、事前に計画の決裁を受け、事後に実施報告の決裁を受けること。
- \*実施時間は、準備・指導・後始末に要した時間を記入すること。
- \*対外運動競技等で引率する場合において「現地集合・現地解散」の場合、実施時間にその時間を記入し、備考欄にその旨を記入する。
- \*大会参加の時は、開催要項を添付すること。

校長	教頭
----	----

別記様式第8号（第8条関係）

勤務状況報告書（ 月分）

所 属			氏 名		
任用期間	年 月 日	から	担当する		
	年 月 日	日まで	職務内容		
校長印	勤 務 日	勤務した時間		本人印	備 考
		時 分	から		
	月 日 ( 曜日 )	時 分	から	時間 分	
	月 日 ( 曜日 )	時 分	まで	時間 分	
	月 日 ( 曜日 )	時 分	から	時間 分	
	月 日 ( 曜日 )	時 分	まで	時間 分	
	月 日 ( 曜日 )	時 分	から	時間 分	
	月 日 ( 曜日 )	時 分	まで	時間 分	
	月 日 ( 曜日 )	時 分	から	時間 分	
	月 日 ( 曜日 )	時 分	まで	時間 分	
	月 日 ( 曜日 )	時 分	から	時間 分	
	月 日 ( 曜日 )	時 分	まで	時間 分	
合 計	日	時間 分			

(注) 勤務した時間には、休憩時間を含まないものとする。

別記様式第9号(第8条第4項) 第活動時間報告書

活動員氏名  
 姓 名 \_\_\_\_\_  
 姓 名 \_\_\_\_\_

字 名 \_\_\_\_\_  
 姓 名 \_\_\_\_\_

日	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
	活動時間	曜日	活動時間	曜日	活動時間	曜日	活動時間	曜日	活動時間	曜日	活動時間	曜日	活動時間	曜日	活動時間	曜日	活動時間	曜日	活動時間	曜日	活動時間	曜日	活動時間	曜日	
1	水	金	水	土	水	日	火	水	土	水	金	水	日	水	金	水	日	火	水	土	水	日	火	水	
2	水	土	水	日	水	月	水	火	月	水	日	水	火	水	土	水	日	火	水	土	水	日	火	水	
3	水	日	水	月	水	火	水	火	月	水	日	水	火	水	土	水	日	火	水	土	水	日	火	水	
4	水	月	水	火	水	日	水	火	月	水	金	水	日	水	火	水	日	火	水	土	水	日	火	水	
5	水	火	水	水	水	月	水	火	月	水	土	水	日	水	火	水	日	火	水	土	水	日	火	水	
6	水	水	水	火	水	火	水	火	月	水	日	水	火	水	土	水	日	火	水	土	水	日	火	水	
7	水	金	水	土	水	日	水	火	月	水	金	水	日	水	火	水	日	火	水	土	水	日	火	水	
8	水	土	水	月	水	火	水	火	月	水	日	水	火	水	土	水	日	火	水	土	水	日	火	水	
9	水	日	水	火	水	日	水	火	月	水	金	水	日	水	火	水	日	火	水	土	水	日	火	水	
10	水	月	水	火	水	月	水	火	月	水	日	水	火	水	土	水	日	火	水	土	水	日	火	水	
11	水	火	水	水	水	火	水	火	月	水	金	水	日	水	火	水	日	火	水	土	水	日	火	水	
12	水	土	水	日	水	月	水	火	月	水	日	水	火	水	土	水	日	火	水	土	水	日	火	水	
13	水	日	水	月	水	火	水	火	月	水	金	水	日	水	火	水	日	火	水	土	水	日	火	水	
14	水	月	水	火	水	日	水	火	月	水	日	水	火	水	土	水	日	火	水	土	水	日	火	水	
15	水	火	水	水	水	月	水	火	月	水	金	水	日	水	火	水	日	火	水	土	水	日	火	水	
16	水	土	水	日	水	月	水	火	月	水	日	水	火	水	土	水	日	火	水	土	水	日	火	水	
17	水	日	水	月	水	火	水	火	月	水	金	水	日	水	火	水	日	火	水	土	水	日	火	水	
18	水	月	水	火	水	日	水	火	月	水	日	水	火	水	土	水	日	火	水	土	水	日	火	水	
19	水	火	水	水	水	火	水	火	月	水	金	水	日	水	火	水	日	火	水	土	水	日	火	水	
20	水	土	水	日	水	月	水	火	月	水	日	水	火	水	土	水	日	火	水	土	水	日	火	水	
21	水	日	水	月	水	火	水	火	月	水	金	水	日	水	火	水	日	火	水	土	水	日	火	水	
22	水	月	水	火	水	日	水	火	月	水	日	水	火	水	土	水	日	火	水	土	水	日	火	水	
23	水	火	水	水	水	火	水	火	月	水	金	水	日	水	火	水	日	火	水	土	水	日	火	水	
24	水	土	水	日	水	月	水	火	月	水	日	水	火	水	土	水	日	火	水	土	水	日	火	水	
25	水	日	水	月	水	火	水	火	月	水	金	水	日	水	火	水	日	火	水	土	水	日	火	水	
26	水	月	水	火	水	日	水	火	月	水	日	水	火	水	土	水	日	火	水	土	水	日	火	水	
27	水	火	水	水	水	火	水	火	月	水	金	水	日	水	火	水	日	火	水	土	水	日	火	水	
28	水	土	水	日	水	月	水	火	月	水	日	水	火	水	土	水	日	火	水	土	水	日	火	水	
29	水	月	水	火	水	日	水	火	月	水	金	水	日	水	火	水	日	火	水	土	水	日	火	水	
30	水	火	水	水	水	火	水	火	月	水	日	水	火	水	土	水	日	火	水	土	水	日	火	水	
31	水	土	水	日	水	月	水	火	月	水	金	水	日	水	火	水	日	火	水	土	水	日	火	水	
合計時間																									

活動時間	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
	時間	曜日	時間	曜日	時間	曜日	時間	曜日	時間	曜日	時間	曜日	時間	曜日	時間	曜日	時間	曜日	時間	曜日	時間	曜日	時間	曜日	
活動時間																									
活動員氏名																									
活動員氏名																									



# 時間外勤務命令(兼請求書)

所 属	共済番号	職氏名	印	支出する会計科目	(事業コード)								
従事者事務内容		予算科目(事業)が同じものについては同一請求書を使用すること 会計 項 目											
時間外勤務命令		確 認		業務の区分		確 認							
		総務課長	所属課長	他課事業 主管課長	従事時間(上下段いずれかに記載)	累計時間 ※他事業 も含む	125	135	150	160	175	出勤退庁 時間	守 日 直
学校長	月 日(曜日)	命令時間	～	～	上段:振替日時等 下段:当日時間外時間	月 日( )へ1 or 半 日振替	～	～	～	～	～	～	～
	( )	～	～	～	月 日( )へ1 or 半 日振替	～	～	～	～	～	～	～	～
	( )	～	～	～	月 日( )へ1 or 半 日振替	～	～	～	～	～	～	～	～
	( )	～	～	～	月 日( )へ1 or 半 日振替	～	～	～	～	～	～	～	～
	( )	～	～	～	月 日( )へ1 or 半 日振替	～	～	～	～	～	～	～	～
	( )	～	～	～	月 日( )へ1 or 半 日振替	～	～	～	～	～	～	～	～
振替日が仕事の都合で休めなかった場合の明記													
勤務日:	月 日( )	時間 ⇒	振替日:	月 日( )	時間	時間数合計							副町長確認印
勤務日:	月 日( )	時間 ⇒	振替日:	月 日( )	時間	1時間当単価							
勤務日:	月 日( )	時間 ⇒	振替日:	月 日( )	時間	金 額							
勤務日:	月 日( )	時間 ⇒	振替日:	月 日( )	時間	合 計							
		(特別に時間外勤務を必要とする理由)											
		協議事項											
		財政管財課長印											

別記様式第11号 営利企業等従事届 (第14条関係)

教育長	総務課長	補佐	係

営利企業等従事届

年 月 日

教育委員会 様

所 属

職・氏名

印

下記業務に従事するため、おいらせ町部活動指導員設置要綱第18条第1項の規定に基づき、届け出します。

記

1 従事しようとする業務の属する団体等

- (1) 名 称
- (2) 所在地
- (3) 事業内容
- (4) 人事担当者名
- (5) 連絡先

2 従事しようとする業務等

- (1) 職名等
- (2) 従事時間
- (3) 報酬の有無
- (4) 従事期間                      年    月    日から    年    月    日まで
- (5) 事務内容

別記様式第12号 営利企業等離職届 (第14条関係)

教育長	総務課長	補佐	係

営利企業等離職届

年 月 日

教育委員会 様

所 属

職・氏名

印

営利企業等に従事していましたが、離職しましたので届出します。

1 離職した営利企業等の内容

(1) 名 称

(2) 所在地

(3) 事業内容

(4) 連絡先

(5) 従事期間 年 月 日から 年 月 日まで

別記様式第13号（第16条関係）

年 月 日

おいらせ町立 中学校長 殿

氏 名 印  
年 月 日生

本 籍

現住所

退 職 願

私は、部活動指導員を、 年 月 日限りで退職したいので、承認くださるようお願いいたします。

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

年 月 日

おいらせ町教育委員会教育長 殿

おいらせ町立 中学校  
校長



退 職 具 申 書

下記により、本校部活動指導員の退職を発令くださるよう、本人の退職願を添えて具申します。

記

氏 名	退 職 事 由	発令希望年月日	所 見

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

議案第 2 号

おいらせ町学校給食調理等業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱の一部  
を改正する要綱について

おいらせ町学校給食調理等業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱（平成29年  
6月6日教育委員会告示第8号）の一部を改正する要綱を別紙のとおり定める。

○ 令和2年5月28日 提出

おいらせ町教育委員会  
教育長 松 林 義 一

○  
提案理由

おいらせ町学校給食調理等業務委託プロポーザル審査委員会において、所掌する審  
議、審査を行うために必要な者を委員として委嘱するため、提案するものである。

おいらせ町学校給食調理等業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱の一部  
を改正する要綱

おいらせ町学校給食調理等業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱（平成29年  
6月6日教育委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「栄養教諭」の次に「・栄養士」を加え、「学校給食センター所長」  
を「町の職員」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

## 協議第 1 号

### 令和2年度おいらせ町奨学資金の貸与額について

例年、奨学生の募集及び選考は年1回として実施しているが、この度の新型コロナウイルス感染症の影響により、学業の継続が危ぶまれる学生がいることを鑑みて、先般、今年度の貸与額の範囲内において追加募集を行うこととした。

本件に伴い、今年度の奨学資金貸与額を変更すること等について協議する。

#### 1. 奨学資金貸与額の決定

町奨学資金の貸与額については、同奨学資金貸与条例の規定により、「毎年度予算の範囲内においておいらせ町教育委員会が決定する」こととされている

#### 2. 令和2年度（現状）の貸与額等

区 分	貸与月額限度額	貸与予定人数
大学及び大学院に在学する者	40,000円以内	10人以内
高等専門学校、各種専門学校及び短期大学に在学する者	30,000円以内	6人以内
高等学校に在学する者	10,000円以内	2人以内
貸与額総額	7,200,000円	

※令和元年11月教育委員会定例会で決定

#### 3. 令和2年度奨学生（決定分）

大学・大学院生6名、短大生2名（貸与額総額3,600,000円）

#### 4. 追加募集概要

①募集期間 令和2年6月1日から26日まで

②募集人数 高校生2人、短大・専門学校生等4人、大学・大学院生4人  
（貸与額総額3,600,000円）

#### 5. 具体的協議事項

今回、既に決定されている貸与額の範囲内で追加募集を行ったが、仮に応募者が貸与予定額を上回った際の対応について協議したい。

仮に、貸与額の変更が可能であるとすれば、時期的に定例会での協議が難しいため、その判断を教育長に一任していただきたい。



## 協議第 2 号

### 教育委員の学校訪問について

例年、9月下旬から10月上旬を目途に実施している、教育委員による学校訪問について、新型コロナウイルス感染症の事情等を考慮したうえで、今年度の実施の可否等について協議する。

## ■その他

### ①教育委員会定例会会場の変更について

令和2年度の教育委員会定例会の会場について、新型コロナウイルス感染症対策のため、今年度は、みなくる館から分庁舎401会議室または402会議室に変更することとしていたものを、すべて分庁舎402会議室とするものです。

別紙資料参照